

行政評価対象事業 選定基準

考え方

行政評価の対象事業を検討するにあたり、市事業を(1)実施計画事業(新規事業、臨時的事業)、(2)その他事業(経常事業)に区分する。

(1) 実施計画事業

○投資的事業（ハード事業）

- ・単年で1,500万円以上の投資的経費
- ・単年で1,500万円以上の大規模な修繕事業

※ただし、通常の修繕、維持管理及び複数年に一度定期的に実施される事業は除く。

○投資的事業以外の事業（ソフト事業など）

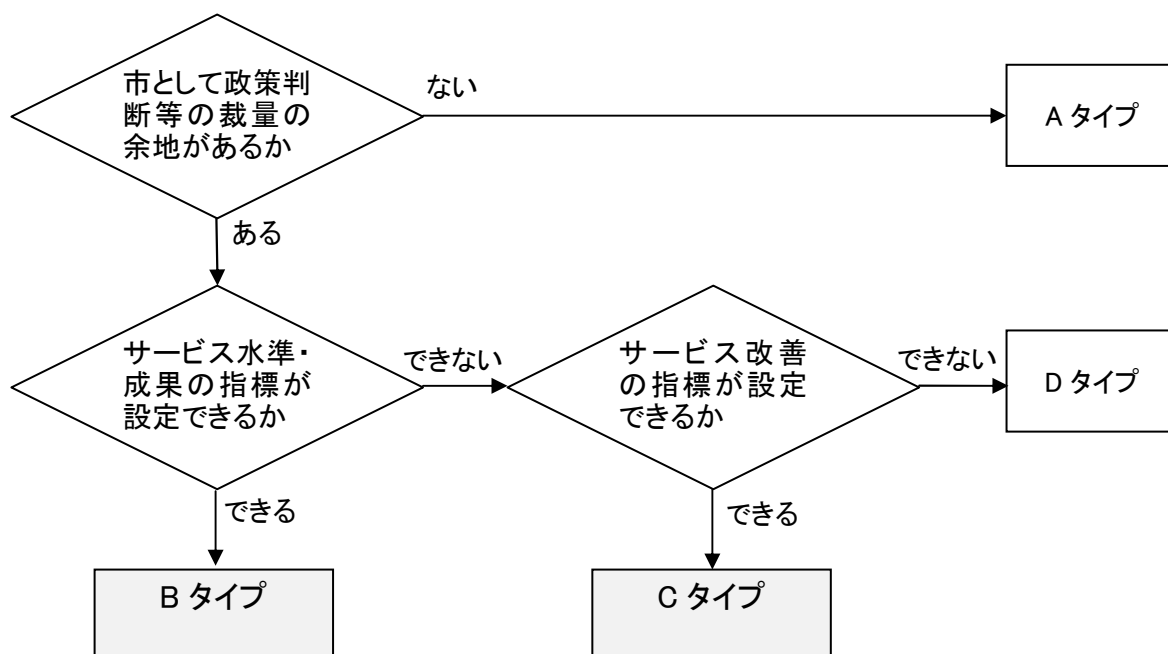
- ・総合計画及び「新しいまちづくり行程表」における政策的な新規事業（金額の制限なし）
- ・事業内容を見直し、その増減額が単年度で1,500万円以上の事業

○共通

- ・実施計画において、次年度以降も「継続」となっている事業。

(2) その他事業

その他、以下の考え方にて対象の有無を判断する。



※裁量の余地とは、事業の制度、仕組み、事業規模（拡大や縮小・廃止）の変更等を市独自の判断で執行できる余地があるかどうか。